

福島県河川道路美化作業傷害保険ガイド（抜粋）～予定～

河川道路美化作業傷害保険制度について

1 傷害保険は、万一のケガに備えるためのものです。

河川及び道路において、愛護団体責任者の管理下で行う側溝清掃、草刈り、ゴミ集め等の美化作業中に誤って負傷し、治療を受けた場合、この保険が適用になります。あくまで「傷害保険」ですので、作業者が行った行為で器物を破損したような場合は、この保険の適用対象とはなりません。

2 保険料は県が負担します。

保険料は美化作業毎に各人が参加するものについて福島県が負担します。

3 保険は1年を通じて適用になります。

この傷害保険は、7月の河川・海岸愛護月間、8月の道路ふれあい月間中の美化作業ばかりでなく、年間を通じての河川・道路美化作業中の作業者のケガについて適用になります。

4 愛護団体は県の認定が必要です。

この保険は県の認定を受けている愛護団体の主催する美化作業中のケガについて適用されるものです。なお、当町においてはすべての愛護団体（行政区）においてこの保険の登録を行っております。

5 保険金はケガの、治療日数1日につき、1,000円です。

美化作業に起因するケガにより医師の治療を受けた場合は、通院1日につき1,000円が支払われます。

ただし、事故日から180日以内の通院が対象となり、通院日数90日を限度として保険金が支払われます。

6 入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

ただし、事故の日から起算して180日を超えた分については支払われません。

また入院保険金が支払われる場合で、事故の日から起算して180日以内にそのケガのために所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額が支払われます。

7 不幸にも死亡した場合、あるいは後遺障害を被った場合にも保険金は支払われます。

事故の日から起算して180日以内にケガのため不幸にも死亡した場合には100万円が支払われます。

また、事故の日から起算して180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を被った場合は、その程度に応じて最高100万円までの後遺障害保険金が支払われます。

8 事故が起きたら（事故報告の手順）

事故にあった本人又は代理人は事故の状況を市町村の担当者に連絡してください。

〈内容〉ケガをした人の住所・氏名・生年月日・電話番号・事故発生時の日時・場所・原因・ケガの部位・程度・病院名

9 治療が終わったら

負傷して医師の治療を受けた人、又は入院した人は、入院・通院の治療が終わってから指定された書類を市町村担当係に提出してください。